

広島県公営企業管理規程三号

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

広島県公営企業事務処理規程の一部を改正する規程

広島県公営企業事務処理規程（昭和四十二年広島県工業用水道事業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一職員の勤務評定に関すること。の項及び別表第二広島県職員勤務評定実施規程の項中「広島県職員勤務評定実施規程」を「広島県職員人事評価実施規程」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。